

大洲市災害義捐金の第1次配分について

平成30年7月豪雨災害の被災者の方々に対して寄せられました義援金について、8月29日(水)「大洲市平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会」を開催し、第1次配分基準額が決定されましたので、これまでに申請のありました対象者に対して、9月10日(月)以降、順次義援金の配分をいたします。

第1次配分対象者及び配分類

(対象者 約2,470(人・世帯) 配分類 約6億円)

愛媛県の第1次配分類に、大洲市に寄せられました義援金の配分類を上乗せして配分いたします。

【対象者】

- (1) 義援金申請書を提出している者。
- (2) 災害により死亡した当時において本市の区域内に住所を有していたり災害の遺族
- (3) 災害を受けた当時において本市の区域内に住所を有していたり災害がいた世帯の世帯主

【配分類】

被害区分	第1次配分類			
	愛媛県	大洲市	合計額	
人的被害 (人)	(1) 死亡者	500,000円	80,000円	580,000円
	(2) 重傷者	100,000円	16,000円	116,000円
住家被害 (世帯)	(3) 全壊	300,000円	48,000円	348,000円
	(4) 大規模半壊・半壊	200,000円	32,000円	232,000円
	(5) 床上浸水	100,000円	16,000円	116,000円
	(6) 一部破損(土砂)	50,000円	8,000円	58,000円

※り災証明書の「り災程度」に応じて配分いたします。

—問い合わせ先—

大洲市役所会計課

電話番号：0893-24-1712

問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日除く)

お急ぎください

9月議会の質問内容です。

件名	要旨
一級河川肱川の河川管理について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一級河川肱川の管理者について 2. 肱川水系河川整備計画における河床掘削のあり方について 3. ダムの操作方法について 4. ただし書き操作による市民への補償について 5. 肱川流域総合整備推進協議会での知事申入れについて
今回の水害におけるダム操作と市長の対応について	<ol style="list-style-type: none"> 1. ホットラインの内容と市長の判断について 2. 8月1日の市長記者会見について
今後の街づくりについて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民への支援について 2. 被災した事業者への支援について 3. 農林水産業への支援について 4. 被災した教育及び保育施設への対策について
大洲市復興支援本部について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 具体的な取り組みについて
高齢者施設について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災した高齢者施設の再開状況について 2. かわかみ荘の今後の見通しと職員確保について